

舗装種目における等級格付の在り方について

平成31年3月にお知らせしたとおり、近年の登録業者数の急増などを踏まえ、舗装種目における等級格付の在り方を検討してまいりました。

今般、次のとおり舗装種目の等級格付を見直すこととしましたので、お知らせします。

1 等級数

- (1) 現行C等級を分割し、D等級を新設します（現行3等級制→4等級制）。
- (2) D等級には、予定価格1千万円未満の工事案件を発注します。
- (3) なお、D等級に格付ける事業者数は、直近の発注状況等を踏まえ、決定します。

2 格付対象者

格付要件のいずれにも該当することとなった日の属する年度の4月1日から格付をしようとする期間の前日までの期間が2年以上となる者を「格付対象者」としていましたが、この期間を当分の間「3年以上」とします。

3 実施時期

上記1は、令和2年3月に決定し、同年4月から適用する等級格付から実施します。

上記2は、令和2年4月に新たに競争入札参加資格を有することとなる事業者から適用します。

なお、今後も、事業者登録や等級格付、入札状況等を注視し、必要があれば、見直しを検討します。

(以上)